

# 定期報告時期、対象となる要件及び年度別対象一覧について

## ◆ 報告時期

○建築物は3年に1度

○建築設備等は1年に1度

- ・ 建築設備（換気設備・排煙設備・非常用照明の設備）
- ・ 防火設備（随時閉鎖式の防火戸）  
（防火扉（随時閉鎖式）、防火シャッター、耐火クロススクリーン、ドレンチャーその他の水幕を形成する設備）
- ・ 昇降機（エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（出し入れ口が床上50cm未満の高さにあるもの）等）
- ・ 遊戯施設

※検査済証の交付を受けた直後の時期（建築物：3年間、建築設備・防火設備：1年間）の報告は免除されます。

【令和3年度対象物件の免除時期】

（建築物）平成30年度以降の検査済証交付物件は免除。（建築設備・防火設備）令和2年度以降の検査済証交付物件は免除。

なお、建築物の増築・改築等により提出免除等の時期に検査済証の交付を受けた場合、検査済証の交付を受けた部分のみについて提出が免除となります。

## ◆ 定期報告対象となる要件及び年度別対象一覧表

記号	用途・規模（いずれかに該当するもの）	特定行政庁	用途	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
				建築	設備	防火	建築	設備	防火	建築	設備	防火
福岡県	A 劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂・集会場 ・ 地階又は3階以上の階のA>1000㎡<※1> ・ 客席部分のA≥200㎡（Aが避難階のみにあるものは除く） ・ 主階が1階にないもの（劇場・映画館・演芸場）<※2> ・ A>300㎡（劇場・映画館・演芸場・観覧場）	福岡県	A 劇場、映画館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			B ホテル、旅館	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			C 病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			D 百貨店、マーケット	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			E									
			F									
			G 共同住宅							○		
			I 飲食店等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			J 有床診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			K				○	○	○	○	○	○
北九州市	B ホテル、旅館 ・ 地階又は3階以上の階のA>1000㎡<※1> ・ 2階のA≥300㎡ ・ 地階又は3階以上の階にAを含み、かつA>300㎡	北九州市	L 就寝用福祉施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			M				○	○	○	○	○	○
			N 体育館、博物館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			A 劇場、映画館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			B ホテル、旅館	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			C 病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			D 百貨店、マーケット	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			E				○	○	○			
			F 共同住宅									
			G									
福岡市	C 病院（規模の要件は有床診療所と同じ） J 有床診療所 ・ 地階又は3階以上の階に当該用途があるもの<※1> ・ 2階のA≥300㎡ ・ 階数が3以上 かつ A>300㎡ 上記規模以外で、当該用途の床面積が200㎡を超える建物は防火設備のみ対象	福岡市	I 飲食店等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			J 有床診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			L 就寝用福祉施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			M				○	○	○	○	○	○
			N 体育館、博物館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			A 劇場、映画館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			B ホテル、旅館	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			C 病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			D 百貨店、マーケット	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			E				○	○	○			
久留米市	D 百貨店・マーケット・その他物品販売を営む店舗・展示場等 ・ 地階又は3階以上の階のA>1000㎡<※1> ・ 2階のA≥500㎡ ・ A≥3000㎡（Aが避難階のみにあるものは除く） ・ 地階又は3階以上の階にAを含み、かつ A>1000㎡（展示場除く）	久留米市	F 共同住宅									
			G									
			H 地下街				○	○	○	○	○	○
			I 飲食店等<※1>	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			J 有床診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			K 就寝用福祉施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			L 就寝用福祉施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			M				○	○	○	○	○	○
			N 体育館、博物館、美術館等<※3>	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			A 劇場、映画館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大牟田市	E・F・G 共同住宅 ・ 5階以上に当該用途（福岡市のみ5階以上のいずれかの階のA>1000㎡）<※1>	大牟田市	B ホテル、旅館	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			C 病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			D 百貨店、マーケット	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			E				○	○	○			
			F 共同住宅									
			G									
			H 地下街				○	○	○	○	○	○
			I 飲食店等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			J 有床診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			K 就寝用福祉施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○

<※1>上記の用途・規模で、かつ建築基準法第6条第1項第一号に該当する建物が定期報告の対象となります。

### 【記載内容の凡例】

A: 当該用途の床面積

・ 地階又は3階以上の階のA>100㎡

地階又は3階以上の階にある当該用途の床面積が100㎡超

・ 2階のA≥300㎡

2階の当該用途の床面積が300㎡以上

・ 地階又は3階以上の階にAを含み、かつA>300㎡

地階又は3階以上の階に当該用途があり、

かつ建物全体で当該用途の床面積が300㎡超

・ 階数が3以上 かつ A>300㎡

階数が3以上（地階も階数に含ます）で、

かつ建物全体で当該用途の床面積が300㎡超

### 設備とは

建築物（共同住宅は除く）に設けられた建築設備のうち、機械換気設備、機械排煙設備、非常用の照明装置が報告対象となります。

### 防火とは

延焼防止のため設けられた防火扉（随時閉鎖式）、防火シャッター、耐火スクリーン、ドレンチャーなどの防火設備が報告対象となります。

報告時期は特定行政庁により異なりますのでご注意ください。

### 福岡県・大牟田市 <共同住宅>

E S54年度以前、H3年度、H6年度、H9年度、H12年度、H15年度、H18年度、H21年度、H24年度、H27年度、H30年度に竣工したもの

F S55～S61年度、H4年度、H7年度、H10年度、H13年度、H16年度、H19年度、H22年度、H25年度、H28年度、H31（R1）年度に竣工したもの

G S62～H2年度、H5年度、H8年度、H11年度、H14年度、H17年度、H20年度、H23年度、H26年度、H29年度に竣工したもの

### 福岡県 <就寝用福祉施設>

K H17年度以前、H27年度、H30年度に竣工したもの

L H18～H25年度、H28年度、H31（R1）年度に竣工したもの

M H26年度以前に竣工し対象となっていないかつもの、H26年度、H29年度に竣工したもの

<※1>飲食店等とは、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、及び飲食店の用途に供する建築物です。

<※2>就寝用福祉施設とはサービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム、助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の事業所、老人デイサービスセンター（宿泊サービスを提供するものに限る。）、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る）の事業所（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

<※3>体育館、博物館、美術館等には、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場を含みます。（※いずれも学校に附属するものを除きます）